

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		公益事業者に対する共同溝の占用の許可
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		共同溝の整備等に関する特別措置法
条 項		第 1 2 条第 1 項
所 管 課		建設局 土木部 土木総務課 (電話：048-829-1486)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	事案ごとの裁量が大きく、あらかじめ設定することが困難である。
	備 考	